

第22期第4回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年2月18日(金) 14:00～

2 場 所 豊前海水産会館
京都郡苅田町磯浜町1-2-6
電話 093-434-1704

3 議 題

(1) 福岡県から山口県へ入漁するいかかご漁業と、山口県から福岡県へ入漁するこち建網、きす流しさし網漁業について(協議)

資料1

(2) 関門海域におけるマダコ採捕制限に係る委員会指示について(協議)

資料2

(3) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について(報告)

資料3

(4) その他

福岡県から山口県へ入漁するいかかご漁業と山口県から福岡県へ入漁するこち建網、きす流し刺し網漁業について

1 山口県厚狭地方漁業共励会での申し合わせ

山口県厚狭地方漁業共励会において、昭和30年代から福岡・山口両県の行政立ち会いの上、入漁隻数、操業期間、その他操業上の問題等について話し合いが行われている。

令和4年1月18付け共励会書面決議において、両県漁業者の合意に基づいて、令和4年漁期の両県入漁について、次のとおり決定された。

(1) 福岡県から山口県への入漁

ア いか巣網漁業（いかかご漁業）

- ① 入漁隻数 100隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

(2) 山口県から福岡県への入漁

ア きす流し刺し網漁業

- ① 入漁隻数 12隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

イ こち建網漁業

- ① 入漁隻数 68隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

(参考) 昨年の許可実績

- (1) いか巣網漁業（いかかご漁業） 18隻
- (2) きす流し刺し網漁業 3隻
- (3) こち建網漁業 12隻

2 令和4年における山口県から福岡県への入漁者の許可隻数について

- (1) きす流し刺し網漁業 12隻以内
- (2) こち建網漁業 68隻以内

(現 行)

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第69号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコ（イセエビ）の乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

令和元年5月28日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会長 高松 三男

1 指示の適用海域

次の基点第1号、（イ）、（ロ）及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域

基点第1号 福岡県北九州市門司区旧門司門司崎灯台

基点第2号 福岡県北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところに設定した標識

（イ）基点第1号から山口県下関市火ノ山下潮流信号所を見通す線の中央点

（ロ）基点第2号から真方位7度30分、1,300メートルの点

2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコ（イセエビ）を採捕してはならない。

3 指示期間

令和元年6月1日から令和4年5月31日まで

(原 案)

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第70号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコ（イナゴ）の乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。
ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合はこの限りではない。

令和4年 月 日（公報登載日）

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会長 江口 猛

1 指示の適用海域

次の基点第1号、（イ）、（ロ）及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域

基点第1号 福岡県北九州市門司区旧門司門司埼灯台

基点第2号 福岡県北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところに設定した標識

（イ）基点第1号から山口県下関市火ノ山下潮流信号所を見通す線の中央点

（ロ）基点第2号から真方位7度30分、1,300メートルの点

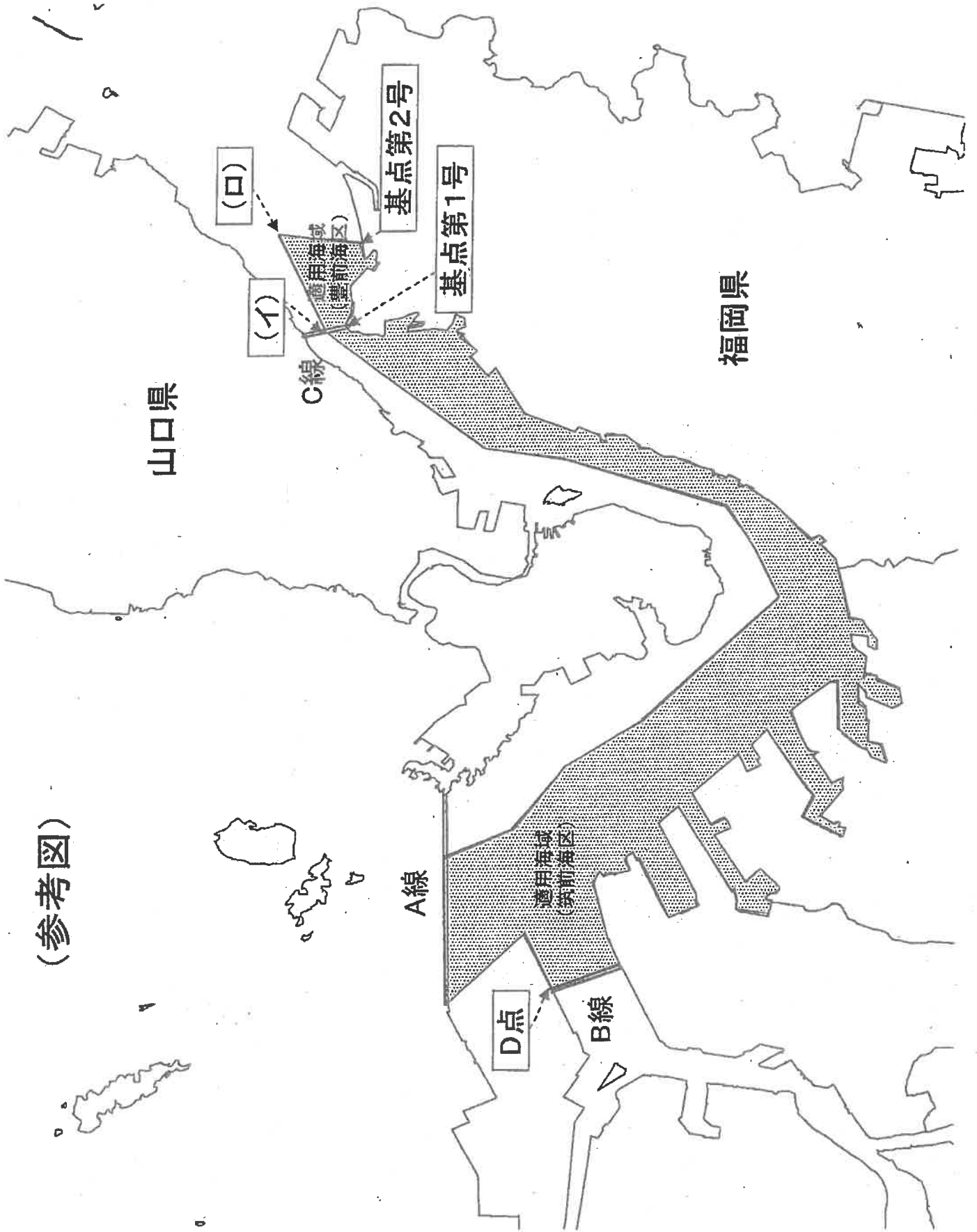
2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコ（イナゴ）を採捕してはならない。

3 指示の期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

(参考図)



令和4年2月7日

豊前海区漁業調整委員会
会長 江口 猛 殿



北九州市関門海峡たこ協議会
会長 藤島重治

関門海峡におけるマダコの資源管理措置について（要望）

平素より豊前海区の漁業秩序維持並びに漁業資源の繁殖保護にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、関門海峡で獲れるマダコは北九州地区漁業者にとって漁業権対象種であるとともに、非常に重要な漁業資源であります。これまで北九州市漁協平松支所では自主的に漁獲サイズの規制や、産卵期の親だこの保護に関する取り組みなどを行い、資源の安定化ならびに有効利用を計って参りました。

また、「関門海峡たこ」というブランド名をつけ付加価値向上に努めて参りました。一方、マダコの生態を考えると、資源を安定化させるためには単一支所だけではなくある程度広域的な取り組みが必要であると考えました。

そこで、関門海峡でのマダコを漁獲している漁業者（二漁協五支所）が集まり協議を重ね、平成21年度より北九州市関門海峡たこ協議会を発足し、資源管理やブランド管理に積極的に取り組んでいくことが確認されました。その中でも400g未満のマダコの漁獲禁止が決定されたことは、非常に有意義であると考えています。

しかしながら、この海域では多くの遊漁船、プレジャーボートが集まり、相当量のマダコを採捕していると思われ、資源に対する影響、並びに漁業者の資源管理意識に対する影響は大きく、本委員会指示なくして当協議会の資源管理の継続は困難であります。

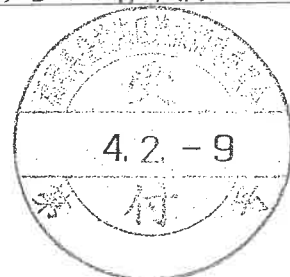
つきましては、関門海峡におけるマダコ資源の安定化、有効利用を目的として、下記の通り貴委員会に要望いたします。

様々な懸案事項もあり、ご多忙の折りと存じますが、漁業者の窮状をご理解いただき、できるだけ迅速なご対応の程、よろしくお願い致します。

記

要 望 事 項

海区漁業調整委員会指示による関門海峡（別紙1）における400g未満のマダコ採捕禁止の継続



以上

漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

令和4年2月18日
 漁業管理課漁業調整係

○漁業権者は、その有する漁業権の内容たる漁業について、資源管理の状況や漁場の活用
 の状況について1年に1回以上県知事に報告しなければならない（漁業法第90条第1項、
 漁業法施行規則第28条第1項）。

○県知事は、報告を受けた事項について、意見を付して1年に1回以上海区漁業調整委員会
 に報告しなければならない（漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項）。

○報告をすべき事項（漁業法施行規則第28条第2項）

- 1 漁業権の種類及び免許番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 資源管理に関する取り組みの実施状況
- 4 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用状況
- 5 団体漁業権にあつては、組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 6 その他必要な事項

○豊前海区の漁業権免許状況

- ・第1種、第2種共同漁業権 3件
- ・第1種区画漁業権 36件

【参考】漁業権に係る漁業の区分（漁業法第60条）

共同漁業	第1種	藻類、貝類等の定着性の水産動植物を対象とする漁業 (アサリ、サルボウなど)
	第2種	網漁具を固定して営む漁業 (かご、くもで網など)
区画漁業	第1種	一定の区域内において石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業 (のり養殖、かき養殖など)

令和2年漁業権に係る資源管理の状況等の報告(豊前海区)

報告の対象となる期間：令和2年12月1日～令和2年12月31日
(令和2年1月1日)

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類 (対象種)	漁場の位置	漁業者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ 有効な活用状況
共同	豊共第1号	第1,2種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州市門司区大字大久保基点2号までの地先	豊前海北部漁協	恒見、田野浦	団体	113	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州東部漁協	今津	"	43	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	曾根漁協	-	"	31	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	苅田町漁協	-	"	42	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	蓑島漁協	-	"	113	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	行橋市漁協	稲童、長井	"	143	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	豊築漁協	西八田、椎田町、松江浦、八屋	"	162	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	吉富漁協	-	"	69	○	適切かつ有効
"	豊共第2号	"	"	北九州市門司区門司崎灯台から 同市門司区大字大久保基点2号までの地先	豊前海北部漁協 (田野浦)	田野浦	"	18	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州市漁協 (旧門司)	旧門司	"	19	○	適切かつ有効
"	豊共第3号	"	"	北九州市小倉南区から 京都郡苅田町までの地先	豊前海北部漁協 (恒見)	恒見	"	59	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州東部漁協 (本所)	-	"	33	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	曾根漁協	-	"	31	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	苅田町漁協	-	"	42	○	適切かつ有効
区画	豊区第1号	第1種	のり	京都郡苅田町地先	苅田町漁協	-	"	15	○	適切かつ有効
"	豊区第2号	"	"	行橋市大字蓑島地先	蓑島漁協	-	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第3号	"	"	"	"	-	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第4号	"	"	"	"	-	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第5号	"	"	"	"	-	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第6号	"	"	豊前市大字八屋地先	豊築漁協	八屋	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第7号	"	"	"	"	"	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第101号	"	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	-	"	9	○	適切かつ有効
"	豊区第201号	"	かき	行橋市大字蓑島地先	蓑島漁協	-	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第202号	"	"	北九州市門司区大字柄杓田地先	豊前海北部漁協	-	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第203号	"	"	北九州市門司区大字喜多久地先	"	-	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第204号	"	"	北九州市門司区大字伊川地先	"	-	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第205号	"	"	北九州市門司区大字浦中地先	"	-	"	6	○	適切かつ有効
"	豊区第206号	"	"	北九州市門司区大字井の浦地先	"	-	"	49	○	適切かつ有効
"	豊区第207号	"	"	北九州市門司区大字恒見地先	"	恒見	"	49	○	適切かつ有効
"	豊区第208号	"	"	北九州市小倉南区井の浦地先	"	"	"	49	○	適切かつ有効
"	豊区第209号	"	"	北九州市小倉南区大字吉田地先	北九州東部漁協	-	"	22	○	適切かつ有効
"	豊区第209号	"	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	-	"	22	○	適切かつ有効
"	豊区第209号	"	"	"	"	-	"	29	○	適切かつ有効

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類 (対象種)	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ 有効な活用状況
区画	豊区第210号	第1種	かき	北九州市小倉南区大字菅根新田地先	菅根漁協	-	団体	29	○	適切かつ有効
"	豊区第211号	"	"	"	"	-	"	29	○	適切かつ有効
"	豊区第212号	"	"	京都府京田町地先	京田町漁協	-	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第213号	"	"	京都府京田町地先	"	-	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第214号	"	"	京都府京田町地先	"	-	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第215号	"	"	京都府京田町地先	"	-	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第216号	"	"	京都府京田町地先	"	-	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第217号	"	"	行橋市大字葦島地先	葦島漁協	-	"	5	○	適切かつ有効
"	豊区第218号	"	"	"	"	-	"	5	○	適切かつ有効
"	豊区第219号	"	"	築上郡築上町大字湊地先	豊築漁協	椎田町	"	5	○	適切かつ有効
"	豊区第220号	"	"	築上郡築上町大字有安地先	"	"	"	5	○	適切かつ有効
"	豊区第221号	"	"	豊前市大字松江地先	"	松江浦	"	2	○	適切かつ有効
"	豊区第222号	"	"	"	"	"	"	2	○	適切かつ有効
"	豊区第223号	"	"	豊前市大字八屋地先	"	八屋	"	2	○	適切かつ有効
"	豊区第224号	"	"	豊前市大字宇島地先	"	-	"	2	○	適切かつ有効
"	豊区第225号	"	"	"	"	-	"	2	○	適切かつ有効
"	豊区第226号	"	"	築上郡吉富町大字小祝地先	吉富漁協	-	"	2	○	適切かつ有効
"	豊区第227号	"	"	"	"	-	"	2	○	適切かつ有効
"	豊区第301号	"	かき・わかめ	豊前市大字八屋地先	豊築漁協	八屋	"	2	○	適切かつ有効

